

APEC アーキテクトの補足審査手続き【抜粋】

* 本資料はオーストラリア(以下「豪州」)国内でアーキテクト登録を望む日本の APEC アーキテクトへの情報提供として豪州アーキテクト認定協議会(AACA)により提供される資料です。実際の内容は原文資料(APEC ARCHITECT SUPPLEMENTARY ASSESSMENT PROCESS)によりご確認下さい。

1. 豪州国内での登録について

「アーキテクト」の名称は、豪州の全管轄域内で保護されています。「APEC アーキテクト」の資格を有する者は、その者が建築業務を行おうとする豪州内の州や管轄区域において登録を受けた後でなければ、「APEC アーキテクト」や「アーキテクト」の名称を使用することはできません。

2. APEC アーキテクト互恵認証構想

○補足審査手続き(SAP)について

①SAP とは

「APEC アーキテクト日豪二国間相互認証協定」に基づき、日本からの APEC アーキテクトは、この文書に概説されている「補足審査手続き(SAP:Supplementary Assessment Process)」に合格することにより、豪州国内での登録を受けることができます。

SAP の目的は、豪州国内の州・地域のアーキテクト登録機関に、日本の登録簿に掲載された APEC アーキテクトで豪州での登録を望む者について、以下の事項に関する確証を与えることです。

- ・ 適用される職業規範に対する一般的原則について理解していること。
- ・ これら原則を安全かつ効果的に適用する能力があること。
- ・ 豪州における業務実施に際して要求される事項について知識を有すること。

②SAP の方法について

SAP は、面接試験の形式をとります。

固有事項として審査される事項は、以下に示すとおりです。

- ・ 豪州に固有の技術的事項
- ・ 豪州に固有の法令上の、また、実務に関する事項
- ・ 職業上の責任、説明責任、法令上の義務に係る事項

なお、受験者には豪州での業務実績は要求されません。

また、豪州の SAP は、AACA の国家建築関係能力基準(The National Competency Standards inArchitecture(NGSA01)に掲げられた事項)に関して実施されますが、SAP の対象となる範囲はこのうち特定の部分に限定されています。これについては別添「固有事項審査対象項目」を参照してください。

③外国の APEC アーキテクトが補足審査手続き(SAP)に参加する方法について

豪州での登録を希望する APEC アーキテクトは、AACA(豪州・アーキテクト認定協議会)に連絡をとり、SAP 受験資格の承認を得ることが必要です。なお、AACA への連絡方法については、ウェブサイトwww.aaca.org.auを参照してください。承認後、申請様式が送付されます。

④SAP の実施場所及び頻度について

審査手続きは、現時点では、パース(西オーストラリア州)、シドニー(ニュー・サウス・ウェールズ州)で受けられます。AACA は、記入済の申請書と全ての必要書類を受領した後、8週間以内に面接を行います。

⑤申し込みに必要な書類について

- a. 記入済みの申請書
- b. 所定の手数料

また、以下の書類については証明付の写しを提出してください。

- c. APEC アーキテクト免許証
- d. APEC アーキテクト登録申請に際して自国のモニタリング委員会に提出した、登録アーキテクトとしての7年間の業務実績記録
- e. 自国(ホームエコノミー)での登録証
- f. 建築分野における学歴

* なお、上記の提出書類について英版でないものについては、英語訳も提出してください。また、全ての書類の原本は、面接の際に提示してください。

* SAP 面接に出席する場合、業務の実績集(作品集)を持参することを推奨します。

⑥審査結果の通知について

審査結果は、面接後3週間以内に結果が通知されます。

その際、SAP 審査に不合格だった APEC アーキテクトは、その結果について不服がある場合は抗議の手続きをとることができます。

固有事項審査対象項目

1部—デザイン

- 1.1.2 設計概念を作り上げる際に、自然と建築環境の維持についての必要性、建築物の利用者ならびにコミュニティのニーズと願望を理解していること(性能基準 9-12)。
- 1.1.3 建築計画、部材の選定、建築工法に関する法規制を遵守すること。(性能基準 13,14)

2部—文書

設計図、仕様、工程等、建築プロジェクトの建設や、契約管理に向けて作成された図書、文書が関連する条例、業界基準を満たしていること。
コンサルタントが準備した文書が、関連する法令や基準に適合するかどうかについて確認すること。

3部—プロジェクトマネジメント

- 3.1.2 性能基準87(のみ) プロジェクトの
遂行にあたって現場の開発に影響を及ぼし得る、現場とその周辺の可能性と限界について体系的に調査、検証、報告すること。
- 3.1.3 プロジェクトと環境やコミュニティとの相互作用の潜在的可能性について評価・分析すること。(性能基準 91-93)
- 3.1.4 該当する条例、法規制について判断すること。(性能基準 94)
- 3.2.1 クライアントと契約を結ぶこと。(性能基準 96,97)
- 3.2.6 契約書を準備、締結し、建築工事に移るための話し合いを行うこと。(性能基準 108,112)

4部—実務監理

- 4.1.1—性能基準126(のみ)
代替的な実践モデルの知識を持つこと。例えば単独工事、パートナーシップ、企業体、ジョイントベンチャー、二次的コンサルタントの利用、ネットワーキングなど。
- 4.1.3 スタッフの配置と管理(性能基準 138-140)
- 4.1.4 アーキテクト業務の遂行に関連する法規制を遵守すること。(性能基準 143-147)
- 4.1.5 アーキテクト業務の専門化としてコミュニティに要求されている行動規範を遵守すること。(性能基準 148-149)

AACA 全豪建築資格基準(NCSA 01)の全文は AACA のウェブサイト(www.aaca.org.au/publications.html)から入手可能(上記の書く性能基準(Performance Criteria)受講者向け参考ガイド(NCSA /REF/G)も同じサイトからダウンロードが可能)